弘前商工会議所生命共済(さくら共済)制度規約一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弘前商工会議所生命共済(さくら共済)におきまして、ご加入の皆様がより利用しやすくなることを目指し、下記の通り規約内容を変更いたします。施行日は令和2年11月1日となりますので、ご加入者の皆様におかれましてはご確認くださいますようお願いいたします。

なお、祝金および助成金申込書には従前の請求期限が記載されておりますが、令和2年11月1日からは変更後の内容が適用となりますのでご確認くださいますようご案内申し上げます。

旧 条 文

(結婚祝い金の支払)

第20条 (省略)

2 結婚祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から **3 箇月以内**とし、年間に1回を限度とする。

(出産祝い金の支払)

第21条 (省略)

2 出産祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から **3 箇月以内**とし、年間に1回を限度とする。

(健康診断助成金)

第22条 (省略)

2 健康診断助成金の請求期限は、請求事由 が発生した日から <u>3 箇月以内</u>とし、年間に 1 回を限度とする。

(永年勤続優良従業員表彰祝い金)

第23条 (省略)

2 受賞祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から**3箇月以内**とする。

(新規就職者激励大会・新入社員セミナー助成金)

第24条 (省略)

2 新規就職者激励大会・新入社員セミナー 助成金の請求期限は、請求事由が発生した 日から**3箇月以内**とする。

新 条 文

(結婚祝い金の支払)

第20条 (省略)

2 結婚祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から3年以内とし、年間に1回を限度とする。

(出産祝い金の支払)

第21条 (省略)

2 出産祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から3年以内とし、年間に1回を限度とする。

(健康診断助成金)

第22条 (省略)

2 健康診断助成金の請求期限は、請求事由 が発生した日から <u>3 年以内</u>とし、年間に 1 回を限度とする。

(永年勤続優良従業員表彰祝い金)

第23条 (省略)

2 受賞祝い金の請求期限は、請求事由が発生した日から**3年以内**とする。

(新規就職者激励大会・新入社員セミナー助成金) 第24条 (省略)

2 新規就職者激励大会・新入社員セミナー 助成金の請求期限は、請求事由が発生した 日から**3年以内**とする。

附 則

(施行期日)

9第 20 条第 2 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項の一部改正は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

※ 弘前商工会議所生命共済(さくら共済)制度は、アクサ生命保険株式会社を引受会社とする入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)と弘前商工会議所が独自に実施する見舞金・祝金・助成金制度にて構成されています。

【お問合先】

弘前商工会議所 総務財政課 TEL 0172-33-4111 【定期保険(団体型)引受保険会社】

アクサ生命保険㈱弘前営業所 TEL 0172-33-5744